

岩手県告示第 167 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共下水道の名称 八幡平市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域 八幡平市小柳田 291 番 1、292 番 1、293、294、295、296、450、463 番地内
- 3 工事の内容 終末処理場（水処理施設及び電気設備）の設置
- 4 工事の完了の日 平成 19 年 3 月 2 日